

家庭ゴミの分け方・出し方

大型ゴミ以外は、必ず指定袋で出して下さい

5種分別

ゴミは収集日の前日(夕方)に出して下さい。

平成13年4月から実施

燃えるゴミ (月・木) 浜ノ瀬、吉原 田井畑、上田井、入山 (火・金) 三尾、和田 本ノ脇、新浜	燃える大型ゴミ 第1水曜日	燃えないゴミ 第2水曜日	燃えない大型ゴミ 第3水曜日	資源ゴミ 第4水曜日	ゴミから リサイクルへ								
<p>●台所から出る生ゴミ類 (残飯・野菜・果物・魚・貝がら等)</p> <p>●トレイ類 (くたいで出す)</p> <p>●衣類・ゴム類</p> <p>●はきもの類</p> <p>●雑誌・新聞・ダンボール類 (新聞、本等は来ぬない)</p> <p>●その他</p>	<p>●木製家具類</p> <p>●ジュウタン・ふとん類 (1m以内に束ねる)</p> <p>●その他</p> <p>●乾燥した廃材類</p>	<p>●ガラス・セトモノ類</p> <p>●プラスチック類</p> <p>●その他</p> <p>●ライター</p> <p>●ビニールパイプ</p> <p>●おもちゃ(金属を含む)</p>	<p>●スチール製品類</p> <p>●大型プラスチック</p> <p>●コンテナ類</p> <p>●電化製品類</p> <p>●ガスストーブ</p> <p>●トタン</p>	<p>●空カンや菓子等のカン類</p> <p>●ビン類</p> <p>●ナベ・やかん類</p> <p>一斗缶未満のカン類は資源ゴミへ！ 但し、100%サビたものは「燃えないゴミ」として下さい</p>	<p>テレビ</p> <p>冷蔵庫</p> <p>洗濯機</p> <p>エアコン</p> <p>以上、四機種は販売店引き取りとなり ゴミとして出せなくなりました。</p>								
				<p>ペットボトル 拠点回収・PET1のみ</p> <p>回収箱 設置場所 千寿堂美浜店・ダイエーミドリ美浜店 三尾公民館・役場</p> <p>ゴミの減量と再資源化のため 専用の回収箱をご利用下さい</p>	<p>家電リサイクル法により 再商品化(リサイクル)料金 (税別)</p> <table border="1"> <tr> <td>テレビジョン受像器</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>電気冷蔵庫</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>電気洗濯機</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>エアコンディショナー</td> <td>3,500円</td> </tr> </table> <p>と、収集運搬料金が必要となります。 その上で、販売店に引き取ってもら って下さい。</p>	テレビジョン受像器	2,700円	電気冷蔵庫	4,600円	電気洗濯機	2,400円	エアコンディショナー	3,500円
テレビジョン受像器	2,700円												
電気冷蔵庫	4,600円												
電気洗濯機	2,400円												
エアコンディショナー	3,500円												
				<p>キャップとラベルを取り外す</p> <p>ボトルの中を水洗いする</p> <p>回収箱へ投入</p>	<p>循環社会 捨てずに生かす新時代</p>								

大型ゴミは、一斗缶(含む)より大きく、二人で持ち運びできるものに限ります。(目安は高さ150cm、幅70cm、奥行き70cm以下のもの)
上記の指定日は、祝祭日(年末・年始の期間を除く)でも実施します。

<p>注意!!</p> <p>町が収集 しないゴミ</p>	<p>清掃センターへ、直接 自分で持ち込めるゴミ</p> <p>生木 (直径30cm 2m以内)</p> <p>ワイヤー</p> <p>大型 ダンボール</p> <p>ビニールハウス パイプ</p> <p>原付(50cc以下) (カワズ・オイル等は除く)</p> <p>農機具</p>	<p>●消毒用噴霧器</p> <p>●旧型ミシン</p> <p>●ポンプ</p> <p>●チェーン</p> <p>●金網</p> <p>●自動販売機</p> <p>●洗却炉</p> <p>●記号用機材</p> <p>●電線コード</p> <p>●スプリング付マットレス</p> <p>●コピー機</p> <p>●電気温水器</p> <p>●ドラム缶(中身を抜く)</p> <p>●ボイラー</p> <p>●針金</p>	<p>清掃センターへ直接持ち込み 場合は、住民課の「持込許可書」 が必要です。 現物を確認し発行します。 (一般 3,150円/枚 その他 10,500円/枚)</p>	<p>廃乾電池</p> <p>使用済乾電池 は役場又は電気 店等に設置して いる回収箱に入 れて下さい。</p>
	<p>清掃センターへ、持ち 込みできないゴミ (清掃センターで処理できない物)</p> <p>プロパンガス ボンベ</p> <p>鹿タイヤ</p> <p>農業用 ビニール</p> <p>ビクリンの缶</p> <p>バッテリー</p> <p>瓦</p> <p>コンクリートガラ 石こうボード</p> <p>焼却灰・土砂</p> <p>●有害危険ゴミ (乾電池類(ボタン型水銀を含む))</p> <p>●ダイオキシン発生に関わる事業系ゴミ</p> <p>●産業廃棄物(建設廃材・パチンコ台等)</p> <p>●感染性医療廃棄物(メス・注射針等)</p> <p>産業廃棄物(事業活動に伴って生じ たゴミ、建設廃材等)の処理は、法令 により事業者自身が行うように義務付 けられているので、産業廃棄物処理業 者に委託(有料)するなどして、自ら 処理して下さい。</p>			